

### ●補助対象について

Q 会社で自動車を5台購入したのですが、5台対象になりますか？

A 補助対象は1台分となります。自動車の導入台数にかかわらず、1世帯もしくは1法人につき1回(1台分)限りです。

Q PHV(プラグインハイブリッド車)やPHEV(プラグインハイブリッド電気自動車)等のHV(ハイブリッド車)、FCV(燃料電池自動車)は、補助対象になりますか？

A 補助対象ではありません。搭載した電池によって駆動する電動機のみを動力源とする自動車(電気自動車)が補助対象となります。

Q 国の補助金を受けていなくても、補助の対象となりますか？

A 補助対象ではありません。経済産業省が実施している補助金(国の補助金)を受けたものに限ります。

Q 市外の店舗で自動車を購入したのですが、補助対象になりますか？

A 補助対象ではありません。市内の事業所又は代理店を有する者から購入した自動車に限ります。

Q リース契約(自動車賃貸借契約)した自動車は対象になりますか？

A 補助対象ではありません。電気自動車の購入経費に対し、補助金を交付します。

### ●書類提出の期間・方法について

Q 交付申請書の提出の期限はありますか？

A 交付申請書は国の補助金が確定した日※の翌日から起算して90日以内に提出してください。  
※国の補助金の種類によって、確定するタイミングが異なりますのでご注意ください。

Q 書類の提出は郵送でも可能ですか？

A 郵送でも受け付けています。

ただし、郵送の場合には、配達記録の利用や電話にて書類の到着をご確認いただくなど、書類が確実に届くようにしてください。

また、書類記載内容に誤りがある場合には受付できないこともありますので、ご注意ください。その場合には、ご連絡いたします。

なお、訂正が必要な場合でも書類の返送は致しません。

Q 書類へ記入する際に、間違って記入してしまったのですが…

A 訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、訂正印(申請者の印鑑)を押印し、余白に訂正内容を記入してください。修正液や修正テープは使用しないでください。

なお、請求書の金額部分は訂正出来ません。

Q 書類の提出先はどこですか？

A 下記に提出してください。郵送可能です。

〒385-8501 佐久市中込3056

佐久市役所 環境政策課 宛 (窓口は本庁舎3階です。)

## ●申請書について

Q 補助金交付申請額は、いくらになりますか？

A 国の補助金の2分の1以内、上限金額20万円になります。

Q 「国の補助金の交付を受けたことが確認できる書類」とは何ですか？

A 補助金の交付決定通知書等です。

Q 「市内に事業所又は代理店を有する者から電気自動車を購入したことが確認できる書類」とは何ですか？

A 自動車を購入した際の自動車注文書の写しや、売買契約書の写し等です。

注文日や契約日、申請者のお名前、購入した事業所や代理店名、購入した車種、金額等が確認できるものをご用意ください。

Q 市の補助金交付決定には申請からどの程度かかりますか？

A 概ね20日程度かかります。書類に不備等がある場合には、申請書に記載された連絡先へご連絡します。「交付決定通知書兼確定通知書」は再発行はいたしませんので、お手元にて大切に保管をお願いします。

## ●請求書について

Q 請求書を提出するタイミングはいつですか？

A 「交付申請書兼実績報告書」を提出し、審査を終えると、市より「交付決定通知書兼確定通知書」を送付いたします。

請求書は、この通知書を受けてから提出してください。

Q 請求書の文章の中の日付、記号はどれを記入すればよいのでしょうか？

A 「交付決定通知書兼確定通知書」の右上にある日付と記号を記入してください。

Q 振込先に申請者以外の名義を指定したいのですが…

A 原則として、申請者本人の口座を振込先に指定してください。

申請者以外の名義の口座を指定する場合は、別途委任状(書式任意)が必要となります。

過去に佐久市電気自動車購入促進事業補助金の交付を受けた法人や、交付を受けた方本人、受けた方と同世帯の方の口座には入金できませんので、ご注意ください。

Q 請求書を提出してから口座に入金されるまでにどの程度かかりますか？

A 市の請求書受付日から1か月程度で指定の口座に入金いたします。